

## 入学料、授業料及び学校徴収金について

本校に在籍する生徒のみなさんには、**入学時や月ごとに一定の金額を納めていただく必要**があります。  
本校の全日制課程と比較して低額となっておりますが、毎月（入学時を除く※）10,000～14,000 円程度の納入が必要となります。

この中には入学料、授業料及び学校徴収金が含まれています。それぞれについての説明は以下のとおりです。

※入学時は 40,000 円程度の納付が必要となります。

### 1 入学料

定時制課程の愛知県立高等学校は、**入学料が 2,100 円**と定められています。

本校では、入学式当日に納めていただきます。

### 2 授業料

年間 20 単位以上の定時制課程の愛知県立高等学校は、**授業料の年額が 32,400 円**と定められています。

参照 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaimusisetsu/0000032316.html>

これを 12 ヶ月で割った金額、**2,700 円が 1 ヶ月の授業料**となります。

**毎月 20 日を締め切り日**として授業料を納めていただきますが、**国の就学支援金**を受給する資格のある人が、必要な手続きを済ますことで、**授業料が実質免除**になる制度があり、多くの生徒がこの制度を活用しています。

参照 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

やさしい日本語リーフレット

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/28/1350167\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/28/1350167_02_1.pdf)

English leaflet

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/28/1350167\\_03\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/28/1350167_03_1.pdf)

### 3 学校徴収金

授業料と違い、各校での**教育活動に必要な予算**を生徒から徴収するのが、学校徴収金です。

本校では各学年に必要な金額を、各学年ごとに徴収するものと、金額が大きいため、前年度や前々年度から徴収して積み立てるものがあります（具体的には、修学旅行代金や卒業アルバム代金）。

そのため、**学年や支払い月により、金額が変わります。**

こちらも授業料同様、**毎月 20 日\***を締め切り日として納めていただきます。

※1 年生の 4 月は、入学料と併せて入学式当日に納めていただきます。

### 4 その他

上記「2 授業料」で説明した就学支援金を受給しており、生活保護世帯または市町村民税及び県民税所得割額が非課税の世帯であれば、申請することで**奨学給付金を受給**できる場合があります。

こちらも**返済の必要のない給付金**ですので、条件等ご確認いただき、受給対象の方は是非申請して下さい。

参照 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000082858.html>

English leaflet

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1348920\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1348920_3.pdf)